法人の県民税・事業税、地方法人特別税、特別法人事業税の税率表等

島　根　県

法人の県民税

法人税割の税率は、令和14年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割並びに同期間内における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（平成22年9月30日以前に解散した法人に限る。）について適用されます。

均等割			法人税割				
資本金等の額		税率(年額)	区分		税率		
					平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
(1)	ア. 1,000万円以下の法人 イ. 均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	21,000円	(1)	次のいずれかに該当する法人 ア. 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 イ. 保険業法に規定する相互会社 ウ. 法人税割の課税標準となる法人税額が1,000万円（中間申告の場合は500万円）を超える法人	5.8／100	4.0／100	1.8／100
(2)	1,000万円を超え1億円以下である法人	52,500円					
(3)	1億円を超え10億円以下である法人	136,500円					
(4)	10億円を超え50億円以下である法人	567,000円					
(5)	50億円を超える法人	840,000円	(2)	上記(1)以外の法人	5／100	3.2／100	1.0／100

＊平成17年4月1日から令和12年3月31日までに開始する各事業年度分の均等割額については、水と緑の森づくり税として、現行の税額の5%相当額を加算して納付していただきます。

法人の事業税

外形標準課税の対象とならない法人

	課税標準	区分			税率	
					平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
所得割	所得金額	普通法人	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	3．4／100	3．5／100
				年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5．1／100	5．3／100
				年800万円を超える所得金額	6．7／100	7．0／100
			3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額		6．7／100	7．0／100
		特別法人	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	3．4／100	3．5／100
				年400万円を超える所得金額	4．6／100	4．9／100
			3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額		4．6／100	4．9／100
収入割	収入金額	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業を除く）、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人			0．9／100	1．0／100

＊電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業については「収入金額等課税（電気供給業のうち小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業）の対象法人」をご確認ください。
＊ガス供給業のうち、特定ガス供給業については、令和4年4月1日以後開始事業年度分より、課税方式が変更されています。

外形標準課税の対象法人

	課税標準	区分		税率				
				平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得割	所得金額	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得金額	2．2／100	1．6／100	0．3／100	0．4／100	1．0／100
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	3．2／100	2．3／100	0．5／100	0．7／100	
			年800万円を超える所得金額	4．3／100	3．1／100	0．7／100	1．0／100	
		3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額		4．3／100	3．1／100	0．7／100	1．0／100	
付加価値割	付加価値額			0．48／100	0．72／100	1．20／100		
資本割	資本金等の額			0．20／100	0．30／100	0．50／100		

収入金額等課税（電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業）の対象法人

	課税標準	区分	税率
			令和2年4月1日以後に開始する事業年度
収入割	収入金額	下記以外の法人	0．75／100
所得割	所得金額		1．85／100
収入割	収入金額	資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人	0．75／100
付加価値割	付加価値額		0．37／100
資本割	資本金等の額		0．15／100

収入金額等課税(特定ガス供給業)の対象法人

	課税標準	税率
		令和4年4月1日以後に開始する事業年度
収入割	収入金額	0．48／100
付加価値割	付加価値額	0．77／100
資本割	資本金等の額	0．32／100

※特定ガス供給業の課税方式は、令和4年4月1日以後開始事業年度分より変更されています。

＊令和2年3月31日までに開始する事業年度は「外形標準課税の対象とならない法人」の収入金額の欄の税率が適用される。
＊特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後終了事業年度から適用。

特別法人事業税

令和元年10月1日以後開始事業年度から、地方法人特別税は廃止され、法人の事業税とあわせて特別法人事業税の申告が必要となりました。

地方法人特別税の税率はこちら

区分		税率		
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額		260／100		
外形標準課税法人以外	普通法人の基準法人所得割額	37／100		
	特別法人の基準法人所得割額	34．5／100		
収入金額課税法人（収入金額等課税法人を除く）の基準法人収入割額		30／100		
収入金額等課税法人（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業）の基準法人収入割額		30／100	40／100	
収入金額等課税法人（特定ガス供給業）の基準法人収入割額		30／100		62．5／100

＊基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、法人の事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。
＊特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後終了事業年度から適用。